1　処分をした年月日　令和７年５月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リペクト
髙橋　延之　広島県呉市焼山桜ヶ丘２－８－７
国土交通大臣許可（般－３）第26508号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告